

平成28年2月4日

魚沼市議会議長 浅井 守雄 様

総務委員会

委員長 遠藤 徳一

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) その他
- 2 調査の経過 2月4日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。
所管事務調査で魚沼市文化振興基本計画及び魚沼市小出郷文化会館管理業務実施計画(案)について、執行部より説明を受け、質疑を行った。
その他で、執行部から魚沼市地域公共交通網形成計画(案)、第3次魚沼市男女共同参画推進計画(案)、魚沼市ふるさと納税制度の見直し、第2次魚沼市環境基本計画及び二市一町新ごみ処理施設整備基本構想概要書について報告を受け、質疑を行った。
また、魚沼市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知、コンビニに交付の取り扱い開始、組織機構変更(案)及び斎場の基礎杭工事の設計額の違算について報告を受け、質疑を行った。

総務委員会会議録

1 審査事件

(1) 平成 27 年請願第 6 号 地方自治の尊重を求める請願

2 調査事件

(2) 所管事務調査について

- ・ 魚沼市文化振興基本計画及び魚沼市小出郷文化会館管理業務について

(3) その他

- ・ 魚沼市地域公共交通網形成計画(案)について
- ・ 第 3 次魚沼市男女共同参画推進計画(案)について
- ・ 魚沼市ふるさと納税制度の見直しについて
- ・ 第 2 次魚沼市環境基本計画について
- ・ 二市一町新ごみ処理施設整備基本構想概要書について

3 日 時 平成 28 年 2 月 4 日 午前 10 時

4 場 所 広神庁舎 301 会議室

5 出席委員 富永三千敏、岩井富士夫、大平栄治、遠藤徳一、大屋角政、森山英敏
(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 紹介議員 なし

8 説明員 角家総務課長、酒井企画政策課長、佐藤市民課長、羽鳥環境課長、森山企画
政策室長、小峯まちづくり室長、山内市民生活室長、猪又文化振興室長、吉
田芸術文化係副参事、古田島芸術文化係副参事、大塚環境対策室長、井口廃
棄物対策室長

9 書 記 小幡議会事務局長、櫻井議会事務局次長

10 経 過

開 会 (10 : 00)

遠藤委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会します。それで
は本委員会に付託されました議案について審査願います。

(1) 平成 27 年請願第 6 号 地方自治の尊重を求める請願

遠藤委員長 日程第 1、請願第 6 号、地方自治の尊重を求める請願を議題とします。本件については、昨年 12 月 10 日に審査をしたところでありましたが、継続審査となっているものであります。理由につきましては、現在国と沖縄県において係争中の案件でもあり、引き続き慎重に審議する必要があることから継続審査とされています。その後、各委員での検討をいただいていたところと思いますが、意見等はありませんか。

森山委員 当事者であります宜野湾市の市長選の結果、必ずしも新基地建設反対一本でもないというような結果が出ておりますし、まだまだ裁判は早期決着を見ない中で、こういった国の防衛にかかわる問題と地方の問題について、なかなか私ども離れたところで軽々しくこっちがいいとかあっちがいいというような話ができない状況だと思いますので、もう少し時間をかけて審査する必要があると思いますので、引き続き継続審査がいいと思っております。

遠藤委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10 : 02)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10 : 03)

遠藤委員長 休憩を解き会議を再開します。ただいま森山委員から継続審査という意見が出されました。休憩中に意見を伺ったところ、賛成の意見が多くありました。係争中の案件でもあり、各議会の動向も注視する必要がある案件と考えます。結論を出さずに引き続き審査をすることとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定しました。

(2) 所管事務調査について

・ 魚沼市文化振興基本計画及び魚沼市小出郷文化会館管理業務について

遠藤委員長 日程第 2、所管事務調査についてを議題とします。まず、魚沼市文化振興基本計画及び魚沼市小出郷文化会館管理業務についてを議題とします。資料が提出されておりますので、執行部に説明を求めます。

佐藤市民課長 魚沼市文化振興基本計画及び魚沼市小出郷文化会館管理業務実施計画(案)について説明いたします。最初に、魚沼市文化振興基本計画について説明します。今の計画が今年度で最終年度となるため、現在の計画の整理と見直しを行い、計画期間を平成 28 年度から 32 年度の 5 カ年とする新たな魚沼文化ビジョン 21 を策定するものです。策定に当たりましては、第二次魚沼市総合計画前期基本計画に基づき、市民が芸術文化に触れる

ことで個人が元気になるだけでなく、地域への発信や住民と行政の協働を通じ、地域が活性化し、市全体が活性化できるような活動を目指すという内容になっております。詳しい内容につきましては、担当から説明させます。

古田島副参事 （資料「魚沼市文化振興基本計画」により説明）

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）本件については、資料が出されたばかりですし、パブリックコメントも行われますので、引き続き調査することとし、以上とします。

佐藤市民課長 次に、魚沼市小出郷文化会館管理業務につきましては、昨年の6月にこの委員会において管理業務の実施計画素案のダイジェスト版で説明させていただきました。そのときに、どのような方向で進めるのか、また、どの辺にめどを置いてやっていくのかというご質問をいただきましたが、その時点ではまだ実施計画が固まっていないこと及び市民主体の財団もまだ芽が出ていないこと等でもう少し時間がかかるという話をさせていただき、指定管理の移行時期については、遅くとも29年度中との話をさせていただきました。指定管理の受け手につきましては、もう少し時間が必要かと思われませんが、今回は実施計画につきまして、庁内検討委員会及び市民行政協働検討会議で検討を重ねまして見直しをさせていただきました。その後、市長決裁を経て市の実施計画（案）としましたので、総務委員会に報告するものであります。今後、一部修正等出てくるかと思いますが、成案となりましたらまた委員会に報告させていただきたいと思っております。詳しい内容につきましては、担当から説明させます。

吉田副参事 （資料「魚沼市小出郷文化会館管理業務実施計画（案）」により説明）

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員 小出郷文化会館は指定管理にしようというお話ですが、当局としては、指定管理を行うことによって今まで以上のことをしてもらいたいために出すのか、現状維持という形で考えているのか、それとも経費といいますか、そういった部分の解消、基本的にはどの部分が一番ファクター的には大きなものとしてこの計画を出したかお伺いします。

佐藤市民課長 市の行政改革もございますけれども、会館を運営していくためには多くの専門技術者が必要となります。例えば照明とか音響、舞台等の技術者になります。今現在は、正職員5名で、足りないところは非常勤の技術補助員7名を雇用しております。その雇用期間が非常勤職員の場合は1年で、また、賃金も年度で更新して上がっていくわけでもなく、身分が不安定な状態のため数年で辞められる方が多く、技術者が育たないという状況であります。そこで、指定管理に出すことによって安定した雇用を生み出して、お客様から安心して使える会館にしていこうということが一番の目的であります。要は、人材の育成というか、専門技術者の確保ということになります。

森山委員 そうすると、今まで結構運営費等でかなり予算がつぎ込まれていたことの批判等も多少あったわけですが、それよりは継続性というのをメインにしてということですので、指定管理に出した場合にやはり一番問題になりそうなのが利用料金等で、ある意味文化活用の意味で減免規定を相当広くとっているような感じがするんですよ。指定管理に出した場合に、6ページに触れてあるんですが、条例の規定に「魚沼市が示すほか」というような書き方をしております。減免については、今までどおりというような考え方なのか、少

し狭めるという考え方なのか、その辺についてはどんなお考えでしょうか。

佐藤市民課長 減免自体は、大人が使っている団体もございますし、子どもが使っているところもあります。基本的に大人の使っている団体につきましては、減免は下げていこうという考え方でおりますし、子どもが使っている部分につきましては、今までどおりという考え方であります。

森山委員 基本的な考え方は、私もそういうふうにできればしていただきたいと思っておりますが、やはりある程度、利用者からは負担いただく部分と文化活用ということであれば、学生とかそういった方については、なるだけ接する機会をふやしていただくような政策は必要だと思いますので、そういう方向で検討しているというのであれば、私も大賛成という感じを持っております。そういった中で、指定管理を受ける方の部分になるんですが、全国的な応募を想定しておりますか。

佐藤市民課長 この実施計画の前に基本計画がございまして、その中では市民が主体の財団法人またはNPO法人が受けることが望ましいというふうに記載しております。今のところ市外の業者ということは考えておりません。

森山委員 私はやはり、ちょっと残念ながら人口が4万人を切って減少が続く魚沼市において、魚沼市を中心とするところでこれを運営していくというのは非常に難しい部分があるのではないかとこのようにずっと考えていたんですよ。できれば、あまりこれを魚沼市に限ってというような考え方をするよりは、小出郷文化会館というのは全国的に有名になったわけですので、そういうところであれば、例えば東京のある程度の団体でも行ってやろうかという方がなきにしもあらずだと思うんですが、もう少し間口を広げておいたほうが私はいいと思うんですが、いかがですか。

佐藤市民課長 あくまでも受け手としては市民主体という形で考えておりますし、例えばイベントをやられる方、そういったところでは、例えば大学生の合宿などを利用したり、東京で公演を行うような団体、上質と言ったらいいのか、そういったところの誘致等を進めていけば、文化会館ももう少し魅力的になっていくのではないかと考えております。

岩井委員 南魚沼市に同じ文化会館がございすけれども、南魚沼市の文化会館と比べて魚沼市というのはどういう、要するに収益の面だとかいろんな面でどういう違いが今までにあるのか、その辺を教えていただければありがたいんですけど。

佐藤市民課長 南魚沼市の文化会館につきましては、今、指定管理者制度でもうやっております。収支状況につきましては、資料を持ち合わせておりませんのでお示しができません。

岩井委員 後で調べて教えていただけますか。

佐藤市民課長 南魚沼市に確認して出せるのであればお示しします。

富永委員 先ほどの森山委員の発言に関係するんですけれども、先ほどの市の説明では市内の団体あるいはNPOが主体となってやるのが望ましいと考えているということで、自分もそう思いますし、先ほど森山委員が発言された専門的なことからすると応募する範囲を全国的に広くしたほうがいいかとは思いますが、今後の市の発展性だとかを考えると、管理する主体は市の団体なりで、その中で必要とする専門的な人を全国から集めるような、そういった方法というのがいいのかなと思っています。その辺いかがでしょうか。

佐藤市民課長 それは、受け手となったNPO法人とか財団のほうで考えるべきことではな

いかと思っております。

富永委員　またちょっと違うことなんですけれども、自分が先ほど説明を聞き逃していたかもしれないんですが、6ページに指定管理者が行う業務の範囲ということで、維持管理業務と貸し館業務と書いてありますけれども、受ける団体が自主的に文化会館を利用して文化を伝える事業をする、それも含めての貸し館業務でしょうか。

佐藤市民課長　そういう意味で捉えてよろしいかと思います。

富永委員　これを単純に見ますと、そういうのがこれに入らないみたいに見えますけれども、書き方をかえられたりすることができれば、自主的な文化の発信事業みたいなのが入ったほうがいいのかと思います。意見です。

遠藤委員長　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（10：31）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（10：32）

遠藤委員長　休憩を解き会議を再開します。

佐藤市民課長　今ほどの富永委員のご質問ですが、8ページ、第3章に文化芸術事業が載っております。この中では、説明にもありましたけれども公演事業だとか人材育成事業、啓発普及事業を受けていただいた方からやっていただくことになっております。

遠藤委員長　富永委員のおっしゃっているのは、こういったことを踏まえると先ほどの下に自主的な文化事業に取り組むといった文言があったほうがいいのかということですか。

富永委員　そういうことです。

佐藤市民課長　検討させていただきます。

大平委員　5ページなんですけど、会館施設管理運営事業の中で、いつも言われているんですが、小出郷文化会館とありますけれども、魚沼市文化会館ということになりませんかでしょうか。その辺の検討は、これからしていただけないでしょうか。

佐藤市民課長　今の段階では、魚沼市小出郷文化会館ということなんですけれども、市民の皆様方の意見等を伺う中で、魚沼市文化会館ということもあり得るのではないかと個人的には思っています。

大平委員　そういう意見が多いですので、何かの機会にそのようになるような方向で発信していただければと思います。意見です。

佐藤市民課長　その点につきましては、考えさせていただきたいと思います。

大屋委員　これに関連して、指定管理を受ける側ですね、これが29年度からという予定なんですけど、今現在、指定管理者の受け皿となる団体等の進捗状況をお聞かせいただきたいのですが。

佐藤市民課長　市民主体の財団法人につきましては、まだ芽が出ていないというか、ほとん

ど白紙の状態でございます。NPOにつきましては、ある法人に打診してございまして、まだ正式な返答はいただいておりますけれども、こちらのほうでどれくらいの指定管理料が出せるのかということで判断したいということで、今は保留ということになっております。

大屋委員　わかりました。やっぱり受け皿となる団体というのは、なかなか数社なりという少ない中で選ぶわけだと思うんですが、4ページに指定管理者の解除ができるものとするがありますが、いろいろな問題があつて、そうなった場合には市が管理するというふうに解しているんですか。それとも、解除をした後また指定管理者を指定するという形になるのでしょうか。

佐藤市民課長　指定管理者の解除の後につきましては、また同じような指定管理者を選定していく作業になると思います。

大屋委員　解除の時期もあるんですが、仮に解除して、それから新たな指定管理者ができるまでの間の管理は魚沼市ということになりますか。

遠藤委員長　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（10：36）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（10：37）

遠藤委員長　休憩を解き会議を再開します。

佐藤市民課長　解除して次が見つかるまでは、市で管理運営を行うことになります。

大屋委員　そこで心配なのが、技術者とか人材を確保するためにNPOや財団とかという形の受け皿をとということだったんですが、解除されて市がその間、見つかるまで運営するとすると、やっぱりそれなりの技術者を市が確保しなければならないということになりますか。

佐藤市民課長　技術者につきましては、外部委託という部分もございしますので、例えば照明は外部に委託している例もありますので、そういった部分で対応はできると思います。

大屋委員　最後は意見ですが、そういう点では、受け皿となる団体も、現状でもなかなか厳しいという状況の中で、解除するとなるとよほどの問題が起きた場合だと思うんですが、そういった連携、要するに文化会館も含めて文化に支障がないような形で運用していただきたいと考えます。

佐藤市民課長　5ページの上段に、魚沼市と指定管理者は、互いにパートナーシップを持ち、日常的な連絡調整や協議によって、現状、成果、課題などについて共通認識を深めていくことという記載がございしますので、そういった部分で解除ということがないようにしていきたいと思います。

岩井委員　6ページの魚沼市が行う業務の範囲の中に、イの不服申し立てに対する決定というのがあるんですが、この不服申し立てというのは、例えば公演を行って市民とかが利用

する場合にお金を払う場合にちょっと値段が高いとか、そういったののあれですか、どういう意味合いですか。不服申し立て。

猪又文化振興室長　こちらについては、基本的に貸し館等でトラブルがあった場合について、当事者同士の話から離れたところで不服申し立てを受けるという形の場所です。

森山委員　29年度には指定管理に出したいというような大まかなところの中で、指定管理料については、いつごろ示せるのか、まず伺います。

佐藤市民課長　指定管理料の上限額については、財政と打ち合わせ中でございます。具体的にいつと言われると、はっきりは言えませんが、7月の募集要項の中にはそれをうたわなくてはけませんので、それまでには必ず出したいと思います。

大平委員　さっき在宅でいるから大丈夫だということを言われましたが、在宅の関係というのは、どういう人が在宅になっているのですか、文化会館で。

遠藤委員長　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（10：41）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（10：43）

遠藤委員長　休憩を解き会議を再開します。

大平委員　その部分は、指定管理の方も難しいと思うんです。今でもいろいろとかわって、照明がうまくいかなかったり音響がうまくいかなかったりという話を聞いています。私も自分で。だから、もうちょっと市の職員というか、大勢じゃなくても臨時でもきちんと、指定管理もいいんですが、なるべく音響も照明もきちんとできる人を今でもやってもらいたいと思うんですが。指定管理にあまりこだわって、私は出さないで、音響とか照明の部分だけはしっかりと抑えていたほうが良いと思うんですけれども。私も今まで使わせてもらったり人の話を聞くと、大分無駄があります。私が個人の写真を撮りにいきますと、照明がものすごく悪かったり、ばらつきがあるんです。その辺をしっかりとさせていただきたいと思います。

佐藤市民課長　その専門技術者の関係なんですけれども、指定管理になれば当然市の職員が出向するというわけにはいきませんので、今いる非常勤職員の方たちは技術を身につけておりますので、そういった方々が指定管理をされるところに入っていくという考え方もありますので、そういったところで今後の協議という考え方になると思います。

岩井委員　文化会館に関して私も実は前からいろんな考えというか、どうしたらいいんだろという考えを持っています、こんなことを考えてみたことがあったんですよ。例えば新潟市内はこれだけの建物というのは、恐らく人口がかなり多いので、いろんな形があると思いますけれども利用価値というのは私はあると思うんですよ。ところが、こういう文化会館という特殊な場所は、やはり交通の便だとか、あるいは人を寄せるにも距離的な面もあるので非常に難しいものがあると。そこで、一番最初森山委員が言いました、やはり

地元で求めるよりも外に向かったの営業活動といいますか、求めるほうが私はよりいいのではないかと。例えば、一例ですが、吉本という企業があります。それからAKBという企業があります。そういったところの第一線で活躍する人たちよりも、2番手、3番手の人たちが練習を含めて市民に開放できる。それも、多少の安い料金を取っても公演できるようなことを考えると、私は、人を結構こういう場所に寄せられるような気がして、ちょっといろんな人に意見を聞いてみたら、それもいい考えだから東京の企画屋とかそういうところに相談してみたらいいよなんて言われたことがあります、ですから、文化会館事業を、文化会館そのものを存続していくためには、もうちょっと大きなあれに立って集めたほうがいいんじゃないかという意見を持っていますけれども、その辺をぜひ検討していただきたいと思いますが。

佐藤市民課長　大変斬新な意見だと思います。こういったのが叶えられるかどうかはわかりませんが、参考意見として伺いたいと思います。

遠藤委員長　ほかにありませんか。(なし) この件につきましては、情報や市民の声を聞きながら、引き続き調査していくこととします。しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（10：48）

再　　開（11：00）

遠藤委員長　休憩を解き会議を再開します。

（３）その他

・魚沼市地域公共交通網形成計画(案)について

遠藤委員長　日程第３、その他を議題とします。資料が配付されておりますので、順次、執行部に説明を求めます。まず、魚沼市地域公共交通網形成計画(案)について、説明を求めます。

酒井企画政策課長　魚沼市地域公共交通網形成計画(案)について説明させていただきます。現在は、魚沼市地域公共交通総合連携計画に基づき事業を進めておりますけれども、この計画が平成２７年度で期間が終了すること、また、公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が施行されたことに伴いまして、持続可能な地域全体の公共交通のネットワークの形成を進めるために本計画を策定するものであります。これまで魚沼市地域公共交通協議会におきまして、この計画につきまして協議してきたところでありまして、この度、案としてまとめましたので報告するものであります。(資料「魚沼市地域公共交通網形成計画(案)」により説明)

遠藤委員長　資料が出されたばかりですし、パブリックコメントも行われますので、引き続き調査することとします。

・第３次魚沼市男女共同参画推進計画(案)について

遠藤委員長　次に、第3次魚沼市男女共同参画推進計画（案）について執行部の説明を求めます。

酒井企画政策課長　第3次魚沼市男女共同参画推進計画（案）について説明させていただきます。魚沼市では、平成23年4月に第2次魚沼市男女共同参画推進計画を策定しまして、家庭や地域、学びの場などのあらゆる場において男女平等の意識を高める施策や、誰もが安心して暮らすことのできる環境を実現するために施策を展開してきました。この第2次計画が平成27年度で終期を迎えることから、引き続き男女共同参画を進める必要があることから、この度、第3次魚沼市男女共同参画推進計画を策定するものでございます。（資料「第3次魚沼市男女共同参画推進計画（案）」により説明）

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員　男女共同参画ということで推進する方向で私はいいと思いますが、魚沼市でいうと市の職員でこっちから見ると女性の管理職の登用が非常に少ないように感じているんですが、その辺については、改善できないのか、何らかの障害があってできないのか、どんなお考えですか。

酒井企画政策課長　現実には確かに少なくなっております。今後、この計画を踏まえることと、やっぱり市が率先していくということでありますので、やっぱり登用するようにしていかなければならないと思っております。また庁内で検討していきたいと思っております。

遠藤委員長　ほかにありませんか。（なし）資料が出されたばかりですし、パブリックコメントも行われますので、引き続き調査することとします。

・魚沼市ふるさと納税制度の見直しについて

遠藤委員長　次に、魚沼市ふるさと納税制度の見直しについて執行部の説明を求めます。

酒井企画政策課長　これまでふるさと納税についてやってきましたが、これからはもう少し寄附者の利便性の向上等を含めて見直す必要があることから、今回説明させていただきます。（資料「魚沼市ふるさと納税制度の見直しについて（平成28年度見直し）」により説明）

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員　見直しということで非常にいい方向が出てきたのかなと思っております。1点だけ、お礼状について、ある自治体では市長自ら全部自筆でやっているというお話が聞こえたところもあるんですが、それは不可能にしてもきちんとした真心が伝わるような礼状を工夫していただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

酒井企画政策課長　お礼の品をお届けするときに一緒に入れたほうがいいと思いますし、現在もやっておりますので、何らかの形できちんとしたお礼状はできるようにしたいと思っております。

森山委員　できれば、ワープロでばたばたと打ったという感じじゃないほうがいいかなという気が私はしておりますが、いかがですか。

酒井企画政策課長　26年度の寄附で800近く件数がありまして、今後これによると一般的に

はぐっとふえるという話になります。そうすると、手書きは非常に難しい面がありますので、今のところはパソコン処理にならざるを得ないと思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。

富永委員 ウェブ上での申し込みとネット上の決済ということですが、この費用が今までにない内容ですので、どれくらい年間費用がかかるのか教えていただけますか。

酒井企画政策課長 寄附金額の13%程度ということになっていますので、それを業者に支払うということでございます。そのほかに、代金として生産者の方に払うお金と郵送料がかかってくるということです。

富永委員 そうすると、年間固定の額ではなくて利用量によって違うということで、13%ということですね。そのウェブを管理するのは専門業者だと思うんですが、その内容については今までどおり企画政策課のほうでやるということでしょうか。

酒井企画政策課長 今のところふるさと納税については、企画政策課でやることにしております。

遠藤委員長 ほかにありませんか。(なし) 本件については、以上とします。

・第2次魚沼市環境基本計画について

遠藤委員長 次に、第2次魚沼市環境基本計画について執行部の説明を求めます。

羽鳥環境課長 第2次魚沼市環境基本計画がこのほどまとまりましたのでご説明申し上げます。骨子につきましては、昨年8月の総務委員会におきまして説明しましたし、進捗状況につきましても昨年11月の総務委員会でご報告させていただきました。この骨子に基づきまして作成し、今までに環境審議会や庁議、環境政策推進会議などで審議いただいた内容になっております。また、パブリックコメントも実施済みであります。今回の見直しは、期間が今年度までになっていることと、主に第二次総合計画との整合性を図るためのものであります。内容につきましては、環境対策室長より説明します。

大塚環境対策室長 (資料「第2次魚沼市環境基本計画」により説明)

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員 野焼きの関係なんですが、今うたってありますが、私は野焼きを禁止する方向になっているのは理解できるんですが、ただ、なかなか冬等で枝が折れたとかそういった部分で捨て場のない方が結構いるわけでございまして、なかなかごみ処理場へ持っていくと結構難しいことを言うんですよね。小さくこれくらいに切ってくれとか、結構容易じゃないんですよ、その基準に合わせるのが。私は、何年か前にも多分市のほうでやったように、ここへ置いてもらえれば市のほうである程度処理をするというのと、薪ストーブを利用している方がそれを利用して持っていくというようにうまくつながる部分があって、できればあれは毎年やってもらいたい。それがいわゆる野焼き防止にもなるし、大気汚染防止にもなると思うんで、その辺はもう少し細かなものを考えていただくようお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

羽鳥環境課長 確かに野焼きそのものは、国の法律で禁止されているのが現状です。ただし、慣例的な行事、具体的にいうとさいの神だとか、そういうのは例外的に認められておりま

すし、農作業による野焼きも例外的に認められているんですが、農作業のものはどちらかというと害虫駆除だとか、そういう関係のものだと聞いております。ですので、基本的に禁止ということですので、慣例的にやられているところでも、我々は苦情が来ますとそちらに出向いて、済みません、やめてくださいというお願いをしているのが現状です。それと、それを禁止するために木の枝を回収するということは、私の知る限りではやっていないのですが、それもいい案だなと思いますが、今すぐできるかわかりませんが、検討したいと思います。

森山委員　冬の枝折れの回収は、何年か前の豪雪のときにやった経過があるんですよ。焼却場じゃなくて別の場所に置いていってもらい、欲しい人にはあげますよという、要らないものが要る人のところに渡るといような仲介をやったような経過があると思うんで、その部分をもう少し市として継続的に取り組んでいただきたいということなんです。

井口廃棄物対策室長　ただいま委員がおっしゃったとおり、確か豪雪で枝が大分折れたということで、あの当時はエコプラントの脇のヘリポートのところに集積しまして、無料で置いていただくといい形をとらせていただきました。ことしのように雪が非常に少ないとどうかなということで、あの当時は災害救助法適用になった場合はそうしようということでもらせてもらったと思います。今後もそういう面を含めまして検討ということにさせていただきますと思います。

大平委員　不法投棄の件についてお伺いしますけれども、現実、不法投棄があっても魚沼市のほうは全くやらないで、誰が不法投棄を監視しているのか。私たち議員が監視しているのもやらない。これでこんなこと書いたって誰が守りますか。現に写真もらっても、写真には不法投棄と書いてあるんです。こっちのほうからきちんと通報してもやらない。やらんということになると、結局それを監視している議員が何もやらんということになりますけれども。今後こういう問題について、どう思いますか。

羽鳥環境課長　不法投棄につきましては、市民からの通報があれば、私ども出向いて確認します。ただ、不法投棄の処理というのは、土地の所有者が行うことになっておりますので、そのようにお願いしているのが現状の対応です。

大平委員　それをしないで今まで市が片付けたり、市の金で出しているんですよ。誰が監督するんですか。市がやらないで私たちが言ってもしないときは、誰がそれを直すように言えば直すんですか。今まで1年もかけてやってきたんだけど。

羽鳥環境課長　産業廃棄物の不法投棄は県の担当になります。

大平委員　県の保健所から来ても、市が本当のことを言わないから県のほうも、例えば土の下から出てきたからといって30年も前だろうということになると、シートの下の中に入っていて調べてみようがないということになると、今はものすごく出てきたそれを県の当局に本当のことを言わなかったり、市のほうでしっかりと皆さんの話を聞き、議員の話を聞いて対応してもらいたいと思うんです。それがないと、私たち議員は何をしているんだということになりますので、しっかりとやってもらいたいと思います。

遠藤委員長　今、環境基本計画についてが議題ですので、これにつきましては、委員会としての調査として取り上げていくことにしたいと思います。ほかにありませんか。（なし）
本件につきましては、以上とします。

・二市一町新ごみ処理施設整備基本構想概要書について

遠藤委員長　次に、二市一町新ごみ処理施設整備基本構想概要書についてを執行部の説明を求めます。

羽鳥環境課長　二市一町新ごみ処理施設整備基本構想がこのほどまとまりましたので、ご報告申し上げます。現在、ごみ処理施設は、魚沼市及び南魚沼市大和地区のごみを処理しているエコプラント魚沼と、大和地区を除く南魚沼市及び湯沢町のごみを処理している南魚沼市環境衛生センターが稼働しております。どちらの施設も平成 35 年ころには耐用年数を迎え大規模な改修工事等が必要となることから、魚沼市、南魚沼市、湯沢町では、今後のごみ量の動向や建設費、維持管理費の節減等を踏まえ、二市一町で新しいごみ処理施設を共同で建設、運営していくことがよいと考え、平成 27 年 2 月に基本合意いたしました。本年度より南魚沼市役所内に新ごみ処理準備係が設置され、建設に向けた準備を進めております。基本構想の内容については、廃棄物対策室長に説明させます。

井口廃棄物対策室長　（資料「二市一町新ごみ処理施設整備基本構想概要書」により説明）
羽鳥環境課長　今、ごみ処理場の公募をやっているんですが、その状況について簡単に説明いたします。一般公募については、昨年の 11 月 1 日からことしの 4 月 30 日までの半年間募集をかけておりますが、今まで南魚沼市内の 2 地区で説明会を開催しました。また、同じく南魚沼市内でもう 1 地区、説明会を現在予定しております。ですが、まだ正式な公募の申請は 1 件も出されておられません。魚沼市内では、水面下での動きがあるようではありますが、説明会の開催までには至っておりません。

遠藤委員長　この件につきましては、3 自治体で連携しての事業でありますし、きょうのところは報告ということで、引き続き調査することとします。

・その他

遠藤委員長　そのほか、執行部から資料が提出されておりますので説明を求めます。

酒井企画政策課長　平成 28 年 4 月魚沼市行政組織機構図（案）について説明させていただきます。平成 28 年 4 月 1 日から行政組織機構を一部変更ということとしましたので、ご報告するものでございます。（資料「H28. 4 月魚沼市行政組織機構図（案）」により説明）

遠藤委員長　これから質疑を行います。（なし）ほかに執行部からありませんか。

佐藤市民課長　魚沼市住民票の写し等第三者交付に係る本人通知について説明させていただきます。これにつきましては、前回の議会最終日に市長報告をさせていただいておりますが、当市では、魚沼市住民票等の第三者請求に係る本人通知制度に関する要綱を制定し、平成 28 年 2 月 1 日から、同要綱に基づき本人通知制度を開始いたしました。この本人通知制度とは、市に事前に登録された人に対して住民票や戸籍等の写しの証明書を本人の代理人や第三者に交付したとき、そのことを本人に知らせる制度です。この制度の目的は、不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の抑止及び防止を図ることです。この制度は、

交付の可否を登録者に確認する制度ではありませんし、また、交付をできないようにする制度ではありません。1月10日発行の市報で市民周知を図り、1月15日から事前登録の受付を開始し、今現在27名ほどの登録をいただいております。多くの方が登録されることによって不正請求の抑止の効果が期待されるものでございます。それで、1月25日号お知らせ版にチラシが入ってございますので、詳しくはこちらのほうをご覧いただきたいと思います。

遠藤委員長　これから質疑を行います。（なし）ほかに執行部からありませんか。

酒井企画政策課長　個人番号カードを利用しましたコンビニエンスストアでの証明書発行についてご報告させていただきます。平成28年2月1日からサービスを開始しましたので、報告させていただきます。利用できるコンビニエンスストアにつきましては、セブン-イレブン、ローソン、セーブオン、ファミリーマート、サークルKサンクスになります。市内ではセブン-イレブンとローソン、セーブオンだけになりますけれども、今言った5つのコンビニでは、店舗に証明書が発行できるコピー機を備えていれば全国どこでもサービスを受けられるということになっております。受け取ることができる証明書等については、現在は住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、課税証明書になります。戸籍証明につきましては、現在準備中ですので、準備が整い次第またご案内させていただきます。発行手数料につきましては、市役所窓口と同料金300円になります。市民への周知についてでありますけれども、ホームページには2月1日にアップしてございます。市報では2月10日号のお知らせ版で、チラシによりましては2月25日号の市報に折り込み周知をさせていただくことにしております。

遠藤委員長　これから質疑を行います。（なし）ほかに執行部からありませんか。

羽鳥環境課長　私のほうからご報告申し上げたいと思います。魚沼市斎場建設工事における設計書に誤りがありましたのでご報告申し上げます。平成26年7月4日に契約し、平成27年11月30日に完了いたしました魚沼市斎場建設工事につきまして、12月15日から供用開始しているところでありますが、今回、建築工事の設計書に誤りが見つかりました。内容は、基礎杭等の単価に誤りが見つかりまして、税込みの設計額で約260万円の過大となったものです。チェック体制の不備から生じた誤りでありまして、心からお詫び申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。今後はこのようなことがないように再発防止に努めてまいりたいと思っております。また、誤った額については、全体の0.6%程度でありまして、予定価格には影響がなかったものと考えております。また、契約した業者からいただいた見積もりについても、適正な価格で見積もられておりまして、当初契約についても適正であったと考えております。誠に申し訳ありませんでした。

遠藤委員長　これから質疑を行います。

大平委員　今、零点何%だということじゃなくて、それそのものが入札のときに予定価格にそれを上乗せしたということなんですよ。それで予定価格をつくったわけでしょう。だから、全く言っていることはわかりません。それ間違っていますよ。経費引いて二百何万は、ちょっと違うんじゃないですか。計算したらなりますか。いくら間違ったということ。80センチの杭が30万ちょっとで、60センチの杭が60万ちょっとなんですよ。それが片方が80センチが10本で60センチが25本なんです。それ計算したら、今ちょっと資料持っ

ていませんけれども、計算すると幾らになりますか。それに経費が 35 か 45% くらい掛かっているんですよ。それ掛けたらいくらになりますか。

羽鳥環境課長 杭だけでいうと、直工で 357 万円の過大でありました。再度全部調べさせていただきまして、ほかにも誤りがありまして、それを総括すると約 260 万円以上ということとであります。

大平委員 その間違いをきちんと、杭は 360 万に経費掛けると六百何万になるんですよ。それを計算して、再度間違っただってというのは何ですか。今言ったことは違うんじゃないですか。何が幾らで経費掛けて幾らで、それだからほとんどそれに入札価格に関係なかったという答弁そのものが……

遠藤委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (12 : 15)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (12 : 19)

遠藤委員長 休憩を解き会議を再開します。ただいま大平委員からあった質疑につきましては、答えられる資料がないということですし、信憑性を確認する意味も含めまして次回の委員会に資料を提出いただき調査するということにしたいと思いますが、異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

大平委員 その資料、入札のときに市がつくった資料、入札のときに予定価格作るでしょうその資料、それと設計変更したときの資料、それと今どれだけ違うかわかる資料を出していただきたい。もう一つ、この金は、いつ支払ったんですか。

遠藤委員長 次回の委員会で調査することとします。環境課から適切な資料を出していただくよう委員会として要望しましたので、次回お願いします。ほかにありませんか。(なし) 委員の皆さんから何かありませんか。

富永委員 1 点、環境課に確認させてください。自然環境保全条例を制定、準備中ということですが、2 月定例会に提出する予定と聞いておりましたけれども、進捗状況などをお聞かせください。

羽鳥環境課長 この前の総務委員会でも進捗状況をお話しさせていただいたんですが、実は罰則規定がありますと検察庁との協議が必要ということでありました。通常はこのくらいで許可というか承認が得られるんだということで見積もっておったんですが、実はまだ協議が整っておりません。結論から申し上げますと、2 月の定例会には提出が難しい状況になりました。

遠藤委員長 ほかにありませんか。(なし) 本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の総務委員会は、これで閉会します。

閉 会 (12 : 22)